

【背景】LPガスを巡る商慣行の「3つの課題」



【課題1】

消費者とのLPガス販売契約を目的として、オーナーや不動産会社に対し、過大な営業を展開

(不動産会社が利益供与を要請する場合も)

【課題2】

過大な営業費用をLPガス料金に上乗せして回収

(通常であれば家賃に含まれている設備費用や、ガス消費とは関係ないエアコン等の設備費用を、LPガス料金として回収)

⇒ LPガス料金が不透明で高くなる

【課題3】

入居するまでLPガス料金が不明

(過大な営業費用が上乗せされているLPガス料金であることを入居する前に知ることができない)

3つの課題と3つの改革～液化石油ガス法令の改正（2024年4月2日公布）

【課題1】

消費者とのLPガス販売契約を目的として、オーナー等に対し、過大な営業を展開
(不動産側が利益供与を要請する場合も)

(改革1) 過大な営業行為の制限

- ・ オーナー等への正常な商慣習を超えた利益供与の禁止（設備無償貸与、フリーメンテナンス、紹介料支払い等）
- ・ LPガス事業者の切替を制限するような条件付き契約締結等の禁止

2024年7月2日施行

【課題2】

過大な営業費用をLPガス料金に上乗せして回収
(通常であれば家賃に含まれている設備費用や、ガス消費とは関係ないエアコン等の設備費用を、LPガス料金として回収)
⇒ LPガス料金が不透明で高くなる

(改革2) 三部料金制の徹底 (設備費用の外出し表示・計上禁止)

- ・ 料金請求時に基本料金、従量料金、設備料金の3つに分けて通知（設備費用の外出し表示）
- ・ エアコンなどLPガスとは関係のない費用や、家賃に含まれるべき費用を、LPガス料金として回収することの禁止

2025年4月2日施行

【課題3】

入居するまでLPガス料金が不明
(過大な営業費用が上乗せされているLPガス料金であることを入居する前に知ることができない)

(改革3) LPガス料金等の情報提供

- ・ 入居希望者から直接要請あった場合の対応義務
- ・ 不動産関係者を通じた情報提供努力義務

2024年7月2日施行

LPガス料金 を契約前に確認しましょう



賃貸集合住宅でLPガスが使用されていたら、**賃貸借契約を締結する前に**不動産会社・オーナーなどにガス料金表の提示を依頼し、**ガス料金について納得**したうえで契約しましょう。

LPガス料金表

基本料金		X,XXX 円
従量料金	0~5m ³	XXX 円
"	5.1~10m ³	XXX 円
"	10.1~40m ³	XXX 円
"	40.1m ³ ~	XXX 円
設備料金		X,XXX 円

え？
LPガス料金って
こんなにするの？！

料金が高い！ と感じたら要注意！



賃貸集合住宅ではガス供給事業者を選択・変更できません。
不明な点があれば料金の内訳を確認しましょう。



※LPガスの販売契約を獲得するため、LPガス事業者が賃貸集合住宅のオーナーなどにエアコンやガス器具などを無料で提供し、その費用をLPガス料金に上乗せして入居者(消費者)に代わりに請求する事例が確認されています。エアコンやガス器具などの設備の費用を、入居者(消費者)が支払うLPガス料金に含めるのは適切ではありません。賃貸借契約時には契約の内容を理解したうえで契約しましょう。

契約に関する
トラブルは

消費者ホットライン

い や や
1 8 8



へご相談ください